



# ひろば

広報紙

No.47

2012年9月27日発行

配布対象 広大全教職員

【ニュース】契約職員（パートタイム）の事情は  
知っていますか？／過半数代表候補への  
支持署名を／年休取得について ほか  
【ミニひろば】 チョコレートの散歩道（6）  
スペインとフランス

発行

広島大学教職員組合

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）  
内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

## 広島大学における休暇に関する処遇比較表

2012年7月1日現在 広島大学教職員組合

休 暇 種 類	常勤職員	契約職員	
		フルタイム	パートタイム
1 病気休暇	90日まで有給	同左	無給で10日まで
2 選挙権行使等	有給	同左	同左
3 裁判員・証人等	有給	同左	同左
4 骨髄移植関係	有給	同左	無給
5 社会貢献活動	5日まで有給	同左	
6 結婚	5日まで有給	同左	
7 産前休暇	6週間まで	同左	無給
8 産後休暇	8週間まで	同左	無給
9 妻の出産	2日まで有給	同左	無給
10 産前産後時の子養育	5日まで有給	同左	無給
11 1歳未満の子の授乳等	1日2回各30分まで有給	同左	無給
12 9歳3月末迄の子の看護	5日まで有給	同左	無給
13 親族の葬儀等	1日～7日まで有給	同左	同左(勤務が週5日以上の者)
14 親子配偶者の法事(15年内)	1日まで有給	同左	
15 夏季(盆)休暇	3日まで有給	同左	同左
16 災害休暇	連続する7日まで有給	同左	
17 災害等での出勤困難	必要期間有給	同左	同左
18 災害等での退勤困難	必要期間有給	同左	同左
19 生理休暇	必要期間有給	同左	無給
20 妊産婦の保健指導等	週1回～4週1回まで有給	同左	無給
21 妊娠中の交通混雑悪影響	1日1時間以下の有給	同左	無給
22 妊娠中の業務悪影響	休息・補食時間の有給	同左	同左
23 大学認めるレクレーション参加	16時間まで有給	同左	無給
24 共済組合の健康診断	2日の範囲内で有給	同左	同左(健康保険)
25 要介護家族の介護・世話	5日まで有給	同左	無給

## 契約職員（パートタイム）の事情は知っていますか？

教員を除いた病院以外の（以下同じ）常勤職員の人数は2003年の685人から、2009年までに619人へ減りました。その同じ期間に、契約職員（フルタイム）は58人から64人へ、契約職員（パートタイム）は526人から596人へ増加しています。つまり、多くの場合、同じ職場で内容がよく似た仕事を担当しています。

しかし、契約職員（パートタイム）の働く条件は、契約職員（フルタイム）と大きく異なっています。具体的には、月給ではなくて、時間給なので、毎月給料が違う。祭日があることを喜べない。

- 常勤職員・契約職員（フルタイム）期末手当がない。
- 喜べない。

常勤職員・契約職員（フルタイム）には病気休暇、出産などの特別な事情に与えられる24種類の特別有給休暇があるが、契約職員（パートタイム）の場合は8種類だけの特別有給休暇で、その他はすべて無給休暇か無給休暇としてさえも規定されない。（上表参照）

契約職員（パートタイム）は大学の運営にとつて貴重な存在となつており、このような状況を改善するよう大学側へ働きかける必要があります。教職員組合は、契約職員全員の状況改善を要求してきました、要求していますが、それと同時に、今後パートタイム契約職員の条件を改善することにも力を入れて行きます。



# 過半数代表候補への支持署名を お願いします。

的条件や制限等について定められています。

この労働基準法では、使用者は就業規則や給与規則等の変更を定める義務があり、それらの就業規則等を変更したり、新たに関連する規則を追加したりするときには、「労働

者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は「労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなら」ず、また、労働基準監督署へ就業規則変更等の届出をするときは「前項の意見を記した書面を添付しなければならない」と規定されています。

また、同法では1日の労働時間は8時間まで、1週間は40時間までと労働時間の上限が定められており、それを超えて労働させる場合には、使用者は過半数を組織する組合（以後、「過半数組合」と呼びます）または労働者の過半数を代表する者（以後、「過半数代表」と呼びます）と協定を事前に締結する必要があります。

更に、労働安全衛生法は労働の安全と衛生の確保を目的とする法律ですが、そこでは安全衛生委員会を設置し、委員長を除く委員の半数は過半数組合または過半数代表の推薦によらなければならぬとされています。

この過半数組合または過半数代表は「事業場（ほぼキャンパス単位）」ごとで判断され、分母となる労働者は広島大学に籍がある（ただし、出向者は異なる場合あり）、役員以外の管理職も含むすべての教職員になります。

## ○なぜ過半数代表が必要か？

広島大学（使用者）とそこで働く労働者には労働基準法が適用されます。この労働基準法は労働者保護の観点からつくれている法律で、労働する場合の基本

の過半数代表候補の支持署名集めを行なっていますが、いずれもまだ大幅に不足しています。

組合では現在、東広島地区と東千田地区

の過半数代表候補の支持署名集めを行なっていますが、いすれもまだ大幅に不足しています。

いたがって、教職員組合が労働者の過半数を組織していない事業場においては、組合とは別に事業場の過半数代表を選出しなければなりません。過半数代表が選出されない場合には、就業規則等の変更も時間外・休日労働も不可能になり、それは大学にとつても教職員にとつても直ちに業務・運営の致命的とも言える障害となります。

つまり、過半数代表は大学にとつても教職員にとつても不可欠な存在なのです。

## ○どのような方法で過半数代表を選出するか？

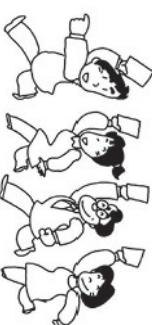
まず、過半数代表は労働者の代表ですから、大学（使用者）が指名したり決定したりはできず、労働者が主体的に選出しなければなりません。

選出の方法は幾つかありますが、東広島、霞、東千田の3事業場では教職員組合が候補者を推薦し、その候補者と連携して、事業場の労働者の過半数の支持署名を集める方法を取っています。大変ですが、これが一番分かりやすく、同時に周知されるやり方だからです。

この支持署名をしたことを以つて、何か責任が問われるということはありません。むしろ、先に述べましたように、過半数代表が決まらなければ大学にとつても労働者（教職員）にとつても由々しき事態になります。

是非、支持署名へのご協力をお願いします。

（文責 小藪）



# 年次有給休暇の取得は承認が必要?

労働者が年次有給休暇を取得する日を指定した場合、上司（労働時間管理者）の承認や承諾は必要ありません。当然、許可制などではありません。

労働者が年次有給休暇を取る日を指定したとき、上司（労働時間管理者）が出来るのは「適法な時季変更権の行使だけ」です。言い換えば、上司（労働時間管理者）が承諾していない、適法な時季変更権が行使されない限り、指定した年次有給休暇の取得は成立します。

労働基準法第39条第5項に「使用者は：・有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げることでない」とあります。この「他の時季にこれを与えることができる」ことを時季変更権と呼びますが、年次有給休暇の取得について組合へ相談のある多くの場合に、上司である労働時間管理者がこの時季変更権を「承認（承諾）権」や「許可権」と勘違いしています。それでは、「適法な時季変更権の行使」とはどういうものでしょうか？

最高裁の判決（昭和62年7月）に「同法（労働基準法）の趣旨は、使用者に対し、できるだけ労働者が指定した時季に休暇を取れるよう状況に応じた配慮をすることを要請

している」とあります。労働者から年次有給休暇取得日の指定があつたとき、上司（労働時間管理者、使用者）はまず、その労働者が休みの場合にどのような体制や運営を取るか、代替要員が必要ならばそれをどう確保するかといった努力を行なわなければなりません。こうした努力を行なつても「事業の正常な運営」が不可能な場合に、初めて「時季変更権」が行使できるのであり、それが「適法な時季変更権の行使」なのです。



(文責 小敷)

**組合に加入し、自動車共済（組合割引加入）を利用すれば、こんなにお得！！**

長年A社の自動車任意保険を利用して来ましたが、今春、契約更新の案内を受け取ったのを機に、他社との価格比較をしてみようという気持ちになりました。

車はプリウスと軽自動車の2台です。

主たる補償内容は以下です。

## ●2台に共通

- ・対人と対物は無制限（免責0）
- ・人身傷害3,000万円
- ・無保険車傷害2億円
- ・運転者限定しない
- ・30歳未満不担保
- ・車両保険なし
- ・20等級

## ●プリウスのみ

- ・ファミリーバイク特約あり

## ●軽自動車のみ

- ・子供特約あり

### 【1年間の保険料】

A社 プリウス 49,080円+  
軽自動車 34,320円=83,400円

### B社（インターネット通販）

プリウス 44,520円+  
軽自動車 28,080円=72,600円

### 自動車共済（組合割引加入）

プリウス 21,960円+  
軽自動車 14,630円=36,590円

**※12月末まで  
見積りの方へ  
プレゼントあり!!**

何と、自動車共済（組合割引加入）は半額以下で、当然、自動車共済（組合割引加入）を申し込みました。あなたも教職員組合に入って、お得な自動車共済（組合割引加入）を利用しませんか？

（金額は概算としてお受け取り下さい。文責 小敷）



ここにじばらく、ヨーロッパでのチョコレートの歴史を覗いてみよう。まずは、カカオが初めて大西洋を越えて到着したスペインと、その隣国フランスである。

メソアメリカを征服したスペイン人、エルナン(ヘルナン)・コルテスは、そこで貴重な飲み物とあがめられているカカオ飲料をスペイン王室に紹介した。もともとは大変苦い飲み物だったので、スペイン人の嗜好に合うよう味を変える必要があった。それは、シトー派の修道院で行われた。

スペインで最古のカカオ調理の記録（一五三四年）が残っているのは、東部のアラゴン地方の山深くにあるピ

はとびきりのエキゾチックドリンクであった。スペイン王室は約百年間、「カカオを門外不出」とした。その理由はよくわからないが、メソアメリカからのカカオ豆の供給が十分でなかつたためと思われる。魅惑の味のカカオではあるが、一方で「断食期間中にカカオを食してよいか」、「カカオは媚薬か」、「健康にいいのか悪いのか」などの大論争も起つた。

「門外不出」とはいつても、おいしい飲み物の流出を完全に止めるわけにはいかない。とりわけスペインの隣国であるフランスには、さまざまルートでカカオが伝わった。まず、本拠がフランスにあるシトー派の修道院を通じて、密かにカカオが広まつた。それは、ベルギーにもつながっている。さうに、ユダヤ人を通してカカオがフランス南西

部の町、バイヨンヌに伝わった。

コロンブスが「新大陸を発見」した一四九一年に、スペインからユダヤ人が追放されたが、改宗してスペインに残つたユダヤ人もいた。しかし彼らの多くが、執拗な異端審問であぶりだされて追放されたが、その人々をフランスが受け入れた。その町がバイヨンヌである。16世紀後半には、スペインでカカオ調理を習得したユダヤ人がカカオの店を開いた。バイヨンヌが、「フランスチョコレートの発祥の地」と言われる所以で、今でもこの町には古いチョコレートの店がたくさんある。

カカオが堂々とフランスに伝つたのが、スペイン王女テレーザは大のチョコレート好きで、砂糖やバニラがたっぷり入つたカカオ飲料がフランス宮廷、ひいてはヨーロッパの上流社会に広まつた。オーストリアから興入れしたマリー・アントワネットも、チョコレートファンだった。彼女を満足させるために、専属薬剤師が「固めたチョコレート」を作つた。これが「ビストル」(小さな「イン」)チョコレートだが、その薬剤師がフランス革命後の一八〇〇年にパリで創業した店(ドゥボーヴ・エ・ガレ)では、今でも「ビストル」チョコレートが売られている。

## (6) スペインと フランス

### チョコレートの散歩道

広島大学名誉教授  
佐藤清隆

—昨年春まで、生物園科学研究室で働いていました。



(図) ポブレー修道院の絵



お知らせ - 11月3日から来年の2月24まで東京・上野公園の国立科学博物館で「チョコレート展：神様の食べ物」カカオから始まるチョコレートの物語」が開かれます。これには、筆者も多くの資料を提供しました。

## 組合加入はこちらまで！

加入申込用紙をご希望の方法で送付いたします。右記までお申ください。(ホームページからでも用紙は入手できます。)  
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

東広島事務所(本部) 平日 9:00 ~ 18:45

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2(広大西口)  
内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

